

## 公共交通会議について

## 1 地域公共交通会議の目的

地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

地域公共交通会議は、少子高齢化や過疎化等、コミュニティバスなど地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、その他これらに関し必要となる事項を協議するために設置し、自治体が設置・主宰し関係者の合意を図っていくもの。また、これら合意を得たものについては、許認可等の手続きの簡略化が図られる。

## 2 地域公共交通会議において協議する事項

(協議が調った事項を変更する場合も同様)

## (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の形態及び運賃・料金等に関すること

運行の態様・・・小型車両化、デマンド制など

運賃及び料金・・・利用者の過度の負担を強いることがないこと。他の事業者との間に不当競争を引き起こすおそれがないこと。特定の旅客に差別的な取扱いがされないこと。などに留意する。

事業計画(路線、営業区域、使用車両等)

・・・路線不定期運行、区域運行については、路線定期運行との整合性がとられていることが必要。

運行計画・・・利用者利便や安全を確保した運行時刻の設定など。

路線又は営業区域の休廃止等

イ 路線定期運行

ロ 路線不定期運行、区域運行

運行主体の選定・・・安全性の向上、利用者利便の向上、環境の保全など様々な観点から評価する。

その他必要と認められる措置

## (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

市町村運営有償運送の必要性・・・バス等の公共交通機関が不在の場合、又はバス等の公共交通機関のみでは、住民に対する十分な輸送サービスの確保が困難と認められる場合

旅客から収受する対価・・・対価の基準は、燃料その他の経費を勘案した実費

## の範囲内

その他必要と認められる措置

- (イ)市町村運営有償運送に使用する自動車の種類ごとの数
- (ロ)運転者に求められる要件
- (ハ)損害賠償措置
- (ニ)運行管理の体制
- (ホ)整備管理の体制
- (ヘ)事故時の連絡体制
- (ト)苦情処理体制
- (フ)その他必要な事項

( 3 ) 交通会議の運営方法その他地域公共会議が必要と認める事項

### 3 地域公共交通会議の合意

( 1 ) 地域公共交通会議における合意の方法

地域公共交通会議において協議が調った場合に、地域公共交通会議における合意があったものとみなす。

( 2 ) 地域公共交通会議の合意を解除（変更）する場合

合意の解除（変更）については、合意を解除（変更）しようとするに至った事実及び理由を示して協議を行うものとする。

### 4 関駅周辺整備事業との関連

長良川鉄道関駅西口地区に建設予定の交通広場、バスセンターの供用開始（平成21年7月予定）にあわせ、バス路線のルートについて検討を行なう。